

南丹市猫不妊去勢手術等補助金交付要綱

令和 5 年 6 月 29 日

告示第 202 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の飼い主のいない猫の増加を防止し、良好な生活環境を確保するため、猫に対する別表に掲げる不妊去勢手術等の処置(以下「不妊手術等」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則(平成 18 年南丹市規則第 64 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 市内において飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理している猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 市内に生息する飼い猫以外の猫をいう。
- (3) 不妊去勢手術 獣医師法(昭和 24 年法律第 186 号)に規定する免許を有する獣医師(以下「獣医師」という。)による雌の卵巢若しくは卵巢及び子宮の両方を摘出する手術又は雄の精巢を摘出する手術をいう。
- (4) 耳カット施術 不妊去勢手術が済んでいることを識別するため獣医師による片方の耳を V 字カットする施術をいう。
- (5) 臍ヘルニア整復手術 腹腔内の脂肪や内臓が脱出し膨らんだ皮下を治療するため、獣医師が行う腹筋を縫合する手術をいう。
- (6) 断脚手術 獣医師が行う脚を切除する手術をいう。
- (7) 断脚手術に係る投薬 前号に規定する断脚手術に関連する薬を調剤して与えることをいう。
- (8) 寄生虫駆除薬の投薬 フィラリア予防、ノミ(虫卵、幼虫及び成虫)、回虫、鉤虫、ミミヒゼンダニ及びマダニ等を駆除する駆虫薬を調剤して与えることをいう。
- (9) 3 種混合ワクチンの接種 猫汎白血球減少症、猫伝染性鼻気管炎及び猫カリシウイルス感染症を予防するワクチンを注射することをいう。
- (10) 血液検査 猫免疫不全ウイルス及び猫白血病ウイルスの感染の有無を調べる血液検査をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という)は、次のとおりとする。

(1) 南丹市内に住所を有している者。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者のうち猫の販売業を営む者を除く。

(2) 市長が別に指定した市内で動物愛護に関する活動をする団体
(補助対象となる猫)

第4条 補助金の対象となる猫は、市内の飼い猫又は市内に生息する飼い主のいない猫とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、支払ったそれぞれの補助対象経費の額がそれぞれの補助金の額を下回る場合は、当該支払ったそれぞれの補助対象経費の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、不妊去勢手術等を実施する前に南丹市猫不妊去勢手術等補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 猫の正面及び全身の写真

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、南丹市猫不妊去勢手術等補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容に変更がある場合は、南丹市猫不妊去勢手術等補助金変更交付申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請内容の変更の承認は、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた不妊去勢手術等が完了したときは、第7条の通知を受けた日から起算して60日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、南丹市猫不妊去勢手術等補助金実績報告書(第3条第1号に掲げる者にとっては(様式第4号)、第3条第2号に掲げる団体にとっては(様式第5号))に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象の治療における領収書又はその写し(内訳がわかるもの)

(2) 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせたときは、耳カット施術後の写真

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、南丹市猫不妊去勢手術等補助金確定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、南丹市猫不妊去勢手術等補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金の額 (1匹当たり)	備考
第3条第1号に規定する者	不妊去勢手術及び耳カット手術に要する経費	6,000円	飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術にあつては、併せて耳カット手術を要し、飼い猫に対する不妊去勢手術にあつては、耳カット手術を要しない。
第3条第2号に規定する団体	不妊去勢手術及び耳カット手術に要する経費	6,000円	飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術にあつては、併せて耳カット手術を要し、飼い猫に対する不妊去勢手術にあつては、耳カット手術を要しない。
	臍ヘルニア整復手術に要する経費	5,000円	不妊去勢手術と同時期に当該不妊去勢手術を受けた飼い主のいない猫に対して行われるものに限る。
	断脚手術に要する経費	10,000円	
	断脚手術に係る投薬に要する経費	3,000円	
	寄生虫駆除薬の投薬に要する経費	1,000円	
	3種混合ワクチンの接種に要する経費	2,000円	
血液検査に要する経費	3,000円		